

広島県内で発生する廃棄物・解体工事は「ダイイチ企業」にお任せ下さい



ダイイチタイムス 第13号
平成23年 12月発行

ダイイチタイムス

ダイイチ企業代表の権軒響美です。今年も一年、大変お世話になりました。今年も色々ありました。3.11の震災以来、日本人の価値観も変わってきたように思います。それにしても地震、洪水、火山噴火等の自然災害の規模がどんどん大きくなっていきます。一方経済的にも、ドルの崩落、円高、株安、ユーロ不信と不安材料ばかりで、今では民間企業の倒産ではなく、国が破綻していきなり様となりました。急激な社会の変化に戸惑うことも多いですが、悲観的でネガティブなイメージを抱いている限り良い世の中は実現しないでしょう。人生は楽しむためにあると最近よく思います。心が気持ちよくなることをしていきたい。未来は今の私達の意識が創るもの。今日の今からスイッチを入れて(カチッ♪)自分の楽しみは自分でツクル。人生と仕事をさらに楽しんでいきたいと思います。

事務チーム制服決定

2011年10月、ダイイチ企業事務チームの制服ができました！ジャケットスーツ(ベスト付き)で事務作業の効率を考慮してストレッチ素材でコーディネートしてみました。私は幼稚園の時から制服を着用して育った世代なので、制服に着替えると気持ちを切り替える事が出来、仕事への意欲も湧き、会社内での連帯意識を強めていけるものだと思います。私ごとですが、中学生時代の制服はセーラー服でした。セーラー服は手入れも大変だし重い上、動きづらく白いリボンも結ぶのが大変でした。高等学校はセーラー服ではなく、ブレザーにチェックのスカートを組み合わせた少し遠い高等学校に入学を希望したのを思い出します。結局、自宅の近くの県立の高等学校を進められ新学しました。またまた残念なことにセーラー服でした！リボンとラインが赤に変わっただけでした！！制服(ユニフォーム)は格好の良い制服やかわいい制服は、あこがれを抱き、その学校や企業に入りたい！などと人材確保にも役立っているのではないのでしょうか。

(文責 松田文子)



(題名) マニフェスト義務違反に関する罰則

産業廃棄物情勢 ～その5

前回はマニフェストの義務に関して御説明をさせていただきましたが、今回はマニフェスト義務違反に関する罰則についてお話をさせていただきたいと思います。排出事業者様がマニフェストにかかわる義務に違反した場合、「マニフェスト確認義務違反」(前のご説明をしましたが、収集運搬業者や処理業者から返送されてくるマニフェストを確認し、産業廃棄物が正しく処理をされているか確認をすることです。)以外は罰則の適用を受けることとなります。また、委託業者が不正処理を行った場合は、排出事業者も委託業者とともに現状復帰など措置命令の対象となります。(委託業者が違反行為に対する都道府県知事の勧告に従わなかった場合は、公表→命令措置→罰則の対象となります。)

東日本大震災で発生した2500万トンの震災廃棄物、いよいよ県外処理が開始されます。岩手県の廃棄物を東京都内の処理施設に鉄道で運び、選別を行い可燃物は焼却後、不燃物はそのままの状態東京湾の埋立て場に埋める処理です。宮城県も現在複数の自治体と協議中で、少しずつですが確実に復興へ向かって動いているようです。そしてこれから公共のインフラ補修や建物の修復で、ますます建設業界の復興需要は高まっていくようです。一方、被災地以外の動向ですが、やはり震災の影響はあり、耐震住宅はもちろんのこと、原発停止の影響で起きた電力不足から、再生可能エネルギーが注目され、創エネ住宅への関心が高まるなど、リフォームを中心に需要が高まってきています。この動きは暫く続くと予想されています。次に産廃に関してですが、前述にありました「創エネ」、これは環境に配慮した再生可能エネルギーを指します。一般的に、太陽光、風力、水力、地熱発電をイメージされると思いますが、現在弊社が行っている処理ルートで、「廃棄物(木くず)を破碎処理(チップ化)し、バイオマス発電の燃料として使用」これも創エネ(再生可能エネルギー)です。メガソーラー(太陽光発電)等が大きく注目を浴びていますが、まだまだ発電量の割合は少なく、原子力が問題になっている今、火力発電、バイオマス発電の需要は大きいと思います。弊社も選別をしっかりと行い、迅速な破碎処理で木くずチップを生産し、バイオマス発電燃料の安定供給に努めたいと思います。

(文責 長谷川 俊道)



○排出事業者の行為	○罰 則
委託基準に違反した場合	5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの併科
マニフェストを交付しない場合	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
マニフェストに必要な事項を記入しない場合	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
マニフェストに虚偽の記載をした場合	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
マニフェストの保存義務を違反した場合	6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金
マニフェストの確認義務を違反した場合	罰則はありません。

以上が主な罰則となります。また、罰則とは別に下記のような事柄もございますのでご確認をください。
措置命令：生活環境を保全するうえで支障を生じた場合、またはその恐れがある場合に支障の除去や発生を防止する命令(原状回復などの命令)のことです。なお、「マニフェスト確認義務違反」には罰則はありませんが、他の義務違反と同様に措置命令の対象となります。

(文責 木船 博登)

ISO14001 認証取得



〒739-1521 広島市安佐北区白木町三田字小橋1521-3
Tel 082-829-1270 Fax 082-829-1283
URL : <http://www.daiichi-g.com>,
E-mail: h.kifune@daiichi-kigyo.co.jp
営業時間: AM8:00~PM:5:00 日祝定休
設立年月日 昭和62年7月8日 社員数:28名 車両台数19台



★編集後記★

こんにちは、長谷川です。今年の冬は雪が多そうな予感があります。早めの準備を心掛けたいものです。さてさて今回のダイイチタイムス、今までで一番「華やか」だったように思いますが、いかがでしたか?? 今年も残り少しです。安全作業で頑張ります。

